

I 事業内容

1. 日本太鼓助成金交付事業の実施 [日本財団助成事業]

- (1) 目的 日本太鼓助成金交付規程に基づき、わが国における太鼓活動の普及、振興を図るため太鼓団体等の行う演奏会、講習会、国際交流等の事業に対して実施する。特に、文部科学省の学習指導要領が改正され日本太鼓などの和楽器を授業に取り入れることとなったのを受け、学校教育に対応することとする。そのため2004年度より実施の教職員太鼓研修会事業を本年度においても重点的に助成する。
- (2) 助成方法 当財団の機関誌、インターネット等により全国(海外を含む)の太鼓団体から希望を募り、運営委員会の審査を経て会長が決定する。
- (3) 助成金額 原則として1事業あたり20万円を限度とする。
- (4) 助成件数 35事業
- (5) 事業費 7,000,000円(前年同額)

2. 日本太鼓全国フェスティバルの実施 [日本財団助成事業]

- (1) 目的 日本各地で活躍している優秀な太鼓団体が一堂に会し、広く太鼓演奏を披露し、日本太鼓の普及、振興を図るとともに技術の向上並びに団体間の交流を促進するため実施する。
本年度は、初めて岩手県において実施する。
- (2) 名称 第18回日本太鼓全国フェスティバル
- (3) 期日 2014年7月6日(日)
- (4) 場所 奥州市文化会館Zホール(岩手県奥州市)
- (5) 主催 公益財団法人日本太鼓財団
- (6) 主管 東北太鼓連合、日本太鼓財団岩手県支部
- (7) 後援予定 文化庁、岩手県、岩手県教育委員会、奥州市、奥州市教育委員会ほか
- (8) 協賛 日本財団
- (9) 出演団体 10団体程度(財団技術委員会において選出)
- (10) 視聴者 1,500名(収容人数)
- (11) 事業費 10,000,000円(前年同額)

3. 日本太鼓コンサートの実施 [日本財団助成事業]

- (1) 目 的 広く日本太鼓の周知啓蒙を図るため、政・官・財界・在日海外高官及び各分野のオピニオンリーダーを対象に、日本の伝統文化である日本太鼓のコンサートを実施する。併せて非営利団体共催のもと、チャリティ募金を行う。
- (2) 名 称 第18回日本太鼓チャリティ・コンサート
- (3) 期 日 2014年5月30日(金)
- (4) 場 所 草月ホール(東京都港区)
- (5) 主 催 公益財団法人日本太鼓財団
- (6) 共 催 特定非営利活動法人 友情の架け橋音楽国際親善協会
- (7) 後 援 日本財団、日本音楽財団
- (8) 出演団体 6団体程度(日本太鼓ジュニアコンクール優勝チームほか)
- (9) 視聴者 約350名
- (10) 事業費 6,000,000円(前年同額)

4. 日本太鼓ジュニアコンクールの実施 [日本財団助成事業]

- (1) 目 的 次代を担うジュニアの健全育成と日本太鼓の後継者づくりを図るため、各都道府県から選抜された18才以下の太鼓団体が一堂に会し実施する。前回同様に、内閣総理大臣賞、総務大臣賞、文部科学大臣賞を目指し、熱のこもった演奏が期待される。
また、昨年度と同様にインターネット配信により全世界において視聴が可能となるよう実施する。
- (2) 名 称 第17回日本太鼓ジュニアコンクール
- (3) 期 日 2015年3月22日(日)
- (4) 場 所 ホクト文化ホール(長野県長野市)
- (5) 主 催 公益財団法人日本太鼓財団
- (6) 主 管 日本太鼓財団長野県支部
- (7) 後援予定 総務省、文化庁、長野県、長野市ほか
- (8) 協 賛 日本財団
- (9) 出演団体 50団体程度(各都道府県代表チーム)
予選等で選出された代表チーム(開催県は3チーム)が出場
ブラジル、台湾各大会優勝チーム
- (10) 視聴者 2,173名(収容人数)
- (11) 事業費 18,000,000円(前年同額)

5. 日本太鼓シニアコンクール [日本財団助成事業]

- (1) 目的 60歳以上のシニア層を対象に、健康増進と後継者への目標づくりを図るため、各都道府県から個人及び太鼓団体が一堂に会し長年培われた演奏技術を披露し、優勝者に下付される文部科学大臣賞を目指して熱のこもった演奏が期待される。
- (2) 名称 第11回日本太鼓シニアコンクール
- (3) 期 日 2014年11月23日(日)
- (4) 場 所 シグナス(石川県津幡町)
- (5) 主 催 公益財団法人日本太鼓財団、公益社団法人石川県太鼓連盟、財団法人石川県芸術文化協会、北國新聞社
- (6) 主 管 日本太鼓財団石川県支部
- (7) 後援予定 総務省、文化庁、石川県、石川県教育委員会、津幡町ほか
- (8) 協 賛 日本財団
- (9) 出演団体 20組程度(各都道府県の個人及び代表チーム)
予選等で選出された個人及び代表チームが出場
- (10) 視聴者 1,000名(収容人数)
- (11) 事業費 3,000,000円(前年同額)

6. 日本太鼓全国障害者大会の実施 [日本財団助成事業]

- (1) 目的 療育的見地から日本太鼓に積極的に取り組んでいる知的、身体に障害を持つメンバーによる太鼓演奏会を実施する。併せて、太鼓とその効用について体験発表等を行う。
本年度は、初めて大阪府において実施する。
- (2) 名称 第16回日本太鼓全国障害者大会
- (3) 期 日 2014年10月5日(日)
- (4) 場 所 大東市サーティホール(大阪府大東市)
- (5) 主 催 公益財団法人日本太鼓財団
- (6) 共 催 社会福祉法人富岳会
- (7) 主 管 日本太鼓財団大阪府支部
- (8) 後援予定 厚生労働省、文化庁、大阪府、大東市ほか
- (9) 協 賛 日本財団
- (10) 出演団体 30団体程度
- (11) 視聴者 1,000名(収容人数)
- (12) 事業費 8,500,000円(前年度10,000,000円)

7. 国際交流事業の実施 [太鼓ファンド事業]

(1) 目的 わが国を代表する伝統音楽の一つとして国際親善、文化交流の一翼を担うため日本太鼓団体を海外に派遣し、公演活動を実施する。併せて海外の太鼓団体との交流を通じ、実情の把握に務め海外の拠点づくりを進めていく。

(2) 内容

① 海外太鼓交流 (一部追記記載)

ブラジル太鼓協会及び台湾太鼓協会の開催するジュニアコンクールの優勝チーム並びにアルゼンチンの優秀団体を日本に招致し、日本太鼓ジュニアコンクールに出場させるなど、国際交流を図る。

期 間 2015年3月19日(木)～28日(土)

招請先 ホクト文化ホール(長野県長野市)ほか

招請団体 ブラジルジュニア太鼓チーム

台湾ジュニア太鼓チーム

アルゼンチンジュニア太鼓チーム

② 指導者派遣

海外の太鼓組織より要請を受け、日本から指導者を派遣し、講習会並びに検定試験等を実施する。

③ ミャンマー太鼓公演 (追記記載)

ミャンマーにおいて障害者問題に対する意識改革並びに啓蒙活動事業を実施することになり2013年度同様、当財団に対し太鼓チームの派遣要請が日本財団よりあり、実施する。

日本財団の全面支援のもとで行っているプロジェクトの一つとして、障害者の芸術祭に日本の優秀な障害者太鼓チームを派遣する。

期 間 2014年11月30日(日)～12月9日(火)

派遣先 ミャンマー ネピドー市・ヤンゴン市

派遣団体 山梨県甲州ろうあ太鼓他事務局計10名

(3) 事業費 26,700,000円(前年同額)

ミャンマー追加助成 9,800,000円

追加助成決定後、追加公演の依頼があり、助成額を超えた費用は日本財団が直接旅行会社に支払うこととなった

アルゼンチン招聘事業のため ファンド取崩 4,900,000円

アルゼンチンのジュニア団体が、ジュニアコンクールに参加することとなり、それに係る経費をブラジル・台湾と同様に当財団が負担する。そのため太鼓ファンドより4,900,000円を取崩し、これに当てる。

8. 日本太鼓技術普及事業の実施

(1) 目的 日本太鼓の指導者の育成と技術の向上を図るために日本太鼓講習会を実施する。全国講習会は当財団主催により年3回、支部講習会は支部主催により随時実施する。また、日本太鼓の指導者の育成を図るための「公認指導員」(1級から3級)と、太鼓の演奏技術の向上を目的とした「技術認定員」(1級から5級)の資格検定並びに認定を規程に基づき行う。

(2) 名称・期日・場所

・日本太鼓全国講習会 (1回につき講師8名程度・受講者200名程度)

第 50 回日本太鼓全国講習会

2014 年 6 月 21 日(土)・22 日(日) 山梨県身延町

第 51 回日本太鼓全国講習会

2014 年 9 月 13 日(土)・14 日(日) 福島県郡山市

第 52 回日本太鼓全国講習会

2015 年 2 月 21 日(土)・22 日(日) 鹿児島県鹿児島市

- ・日本太鼓支部講習会（希望により各支部で実施予定）
- ・日本太鼓資格認定事業

日本太鼓全国講習会並びに支部講習会に併せて実施する。

- ①全国講習会 資格認定制度における全ての資格検定
- ②支部講習会 3 級・4 級・5 級の技術認定員資格検定

(3) 事業費 10,500,000 円(前年同額)

9. 普及事業の実施

日本太鼓に親しむ機会を提供するため、事務局に太鼓を常時保管し、希望に応じて貸与する等、日本太鼓の普及を図る。

(1) 貸与方法 貸与の方法は、次のとおりとする。

- ①貸与を希望する者は、所定の用紙にて申請する。
- ②申請の締切りは、貸与希望日の 1 週間前までとする。

(2) 貸与条件 貸与の条件は、次のとおりとする。

- ①貸与を希望する者の資格は、特に制限しない。
- ②貸与期間は、原則として 1 週間以内とする。
- ③太鼓の運搬は、貸与者の責任において行う。
- ④貸与者は、責任をもって太鼓を原形のまま返却する。

(3) 貸与料金 太鼓の貸与に係る費用は、無料とする。

(4) 事業費 500,000 円(前年同額)

*太鼓補充費及び修理費等に充当

10. 広報事業の実施

各種のマスメディアの活用や機関誌の発行並びにホームページ等により、日本太鼓に関する活動を紹介するなど、広範囲に広報活動を展開し周知啓蒙を図る。

(1) 機関誌の発行

名称 公益財団法人日本太鼓財団会報 (A4版、8頁)
回数 年4回(4月、7月、10月、1月、)
部数 各号 1,100部

(2) ホームページの充実

ホームページを充実させ、日本太鼓に関する活動を紹介するなど広範囲に

広報活動を展開する。<http://www.nippon-taiko.or.jp>

(3) マスコミとの連携

日本太鼓の健全な普及、発展を図るため当財団及び支部主催の日本太鼓演奏会等の事前告知を中心に、マスコミ各社を通じて各種広報活動を実施する。

(4) 広報活動の実施

日本太鼓を広く周知するために必要と思われる事業については、太鼓チームを派遣するなど積極的に協力する。

(5) 事業費 6,500,000円(前年同額)

1 1. 協力事業の実施

国や地方公共団体並びに関係団体が実施する各種催事に協力するとともに、国際交流を目的とする機関が実施する文化交流等のための日本太鼓演奏依頼に対しても積極的に支援する。

1 2. 後援事業の実施

当財団の支部並びに関係団体が日本太鼓の普及、振興を図るために実施する事業に対して、積極的に後援する。

1 3. 調査研究事業の実施

日本太鼓に関する文献、資料などを収集するとともに、日本太鼓並びに伝統芸能の事業を視察するなどの調査研究を行う。

II 組織運営

1. 各種会議の開催

当財団の諸事業を円滑に実施するため、役員会及び委員会を次のとおり開催し、日本太鼓界の方向性や当財団の事業内容について審議を行う。

- (1) 評議員会 (年間2回)
- (2) 理事会 (年間2回)
- (3) 代議員会 (年間1回)
- (4) 運営委員会 (必要に応じ年間3回程度)
- (5) 技術委員会 (必要に応じ年間4回程度)

*その他、必要に応じ組織、広報、企画、倫理の各小委員会を設置し、開催する。

2. 支部の開設

現在、支部が開設されていない5県(滋賀、和歌山、山口、愛媛、高知)に対し、支部開設に向けて積極的に努力する。